

さわやか シルバーニュース

発行：2024（令和6年）

3月31日

（第40号）

編集：公益社団法人 行方市
シルバー人材センター 広報部会

地域社会に貢献する シルバー人材センターをめざして！



▲ 鈴木市長に要望書を手渡す石田理事長

令和5年10月5日に行方市役所麻生庁舎において石田理事長が鈴木市長にシルバー人材センターの要望書「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望」を手渡しました。

要望書については、毎年、茨城県シルバー人材センター連合会と共同で補助金の確保や公共からの事業発注の確保などを要望しています。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがい

の充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。しかしながら、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、シルバー人材センターにおいても、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。シルバー人材センターでは、国や地方自治体の期待に応えるべく、会員拡大、とりわけ女性会員の拡大や企業退職者（予定者）層への働きかけの強化の取組を推進しているところです。また、就業やボランティアなどの様々な活動は、SDGs（持続可能な開発目標）と深くつながるものであり、今後も引き続き積極的に取り組んでいきます。

* 会員さん募集中 *

行方市シルバー人材センターでは健康で働く意欲のある方を募集しています。

おおむね60歳以上。地域の人々と充実した生活を楽しんでみませんか！

電話：0299-80-6222 へお気軽にご連絡ください。



フリーランス法のポイント

- フリーランス法の適用は ➔ 請負・委託が対象（派遣は除く）
- フリーランス法のメリットは ➔ 契約締結により会員が守られる

「フリーランス法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係を見直します

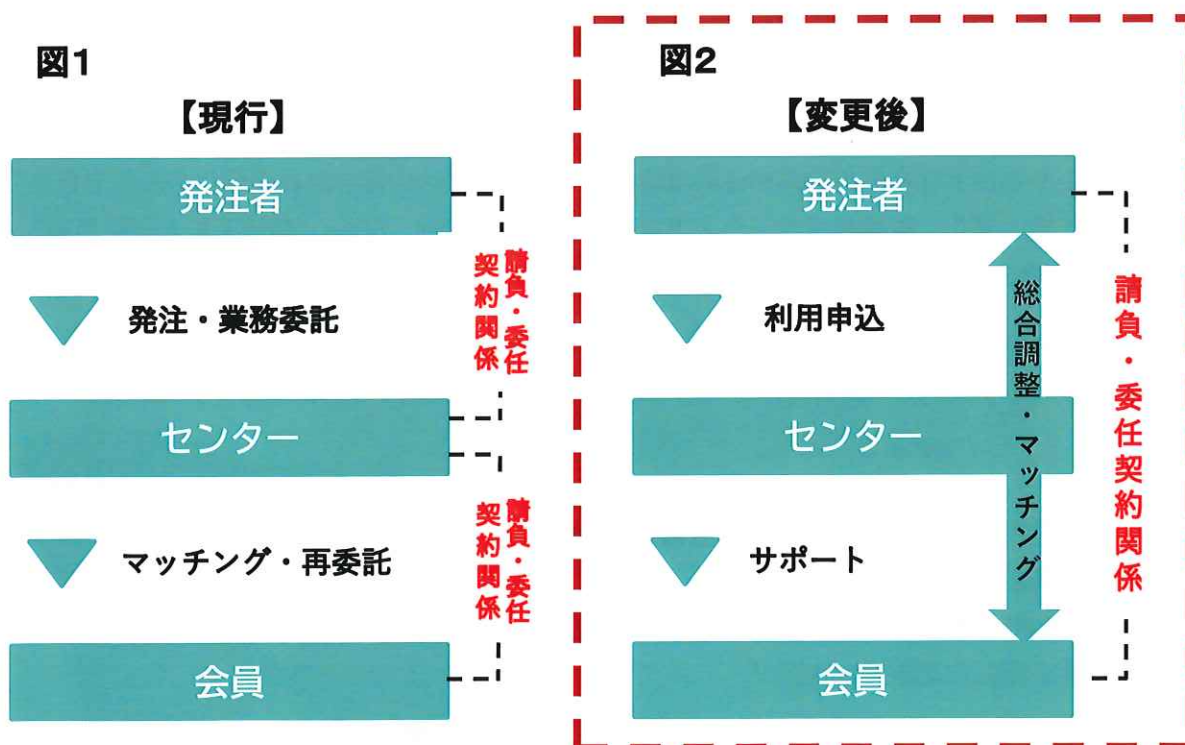
令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、また、フリーランス法の施行（令和6年秋を予定）を見据え、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造になっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ



※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3 デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

歳末たすけあい事業を実施しました

令和5年12月6日から8日の3日間、歳末ボランティア活動を実施しました。

このボランティアは行方市社会福祉協議会と共同して行っているもので、今回は市内で一人暮らしのお年寄りの家庭など約70世帯を対象に障子の張替え、網戸の張替え、草刈り、草抜き、窓掃除、廃棄物の運搬などを行いました。

麻生地区、北浦地区、玉造地区に1日ずつ作業日を割り当てて、3日間で約90名の会員の方々が集まりました。

それぞれに、新年を気持ち良く迎えていただくため、丁寧に活動を行いました。



編集後記

桜の季節となったようですが、いまだマスク解除自主規制の状態が続いています。まだまだ気が抜けない状態です。会員の皆様におかれましても健康管理に留意して就業されていることと思いますが、なお一層のご留意をお願いいたします。人生100年時代と申していますが何分にも健康でなくては始まりません。また、最近では仕事面や自動車の運転にも危険予知予想が必要となっています。確認のうえの確認が必要です。(確認は一度といわず二度三度声を出して最後にもう一度確認)

広報部会長 尾高 章一

令和5年度 事業実績 (R5.4.1~R6.1.31)

	請負	派遣	合計
受注件数	1,613件	50件	1,663件
受注金額	72,170,326円	50,573,735円	122,744,061円
就業延人数	12,222人日	7,123人日	19,345人日